

大原 功 議員  
無会派



問 選挙公営費用の不正を正せ

答 再発防止に全力

問 過去の弥富市議会議員

一般選挙において、一部の

議員による選挙公営費用の

不正請求があった。これは

刑法に触れる恐れがあるが、

市は被害届を提出する考え

はあるか。

ていることから罪に問うこ

とはない。

しかし重大な過失である

ことは間違いない。出処進

退は該当議員自身の判断に

委ねる。

答 総務部長 一般的に

考えて、リース契約中の車

両を選挙用車両として公費

請求するのは適当ではない。

しかし、該当議員が不正を

認め、返納していることが

ら刑法に問うことはない。

問 税を預かる行政の長と

して市長の考えは。

答 市長 リース契約中

にもかかわらず公費請求す

ることは、二重請求に当た

り重大な過失である。詐欺

罪に当たるかごつかは精査

が必要である。

市としては自主返納され

